

長野原町告示第 169 号

字の区域の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、本町の区域内の字の区域を、別紙変更調書のとおり変更する。

なお、変更の効力は、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定による国土調査の成果が認証された日から生ずる。

平成 23 年 12 月 5 日

長野原町長

中山 欣也

変更調書

大字	字	地 番
与喜屋	虻籠	813の5

上記区域を大字与喜屋字山岸に変更する。

大字	字	地 番
与喜屋	山岸	814の2

上記区域を大字与喜屋字虻籠に変更する。

変更理由書

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）に基づく地籍調査事業の実施に伴い、字界の特定が不明瞭になった部分を整理するため、字の区域を変更するものである。